

年 月 日
大阪府立三島高等学校長

保護者様

学校感染症の出席停止について
(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外)

医師により以下の感染症と診断された場合は、学校保健安全法施行規則により、出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。

つきましては、主治医の指示に従い、登校の許可が下りるまで家庭で療養させてください。登校する時は、右の「出席停止証明書」を主治医に記入していただき、担任に提出してください。

	感染症名	出席停止の期間・基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、中東呼吸器症候群(MARSコロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日経過し、かつ全身症状が良好となるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんが消失するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	* その他の感染症	* その他の感染症とは、重大な流行が起こった場合、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、学校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものであり、あらかじめ特定の疾患を定めているものではない

担当医様

日頃より本校生徒がお世話になり、ありがとうございます。

登校してよいと診断されましたら、以下の「出席停止証明書」へご記入ください。よろしくお願ひ申し上げます。

出席停止証明書

年 組 生徒名

1. 病名
2. 出席停止期間 発症した日 : 月 日 () 登校許可日 : 月 日 ()
3. 学校への連絡等

上記の通り証明します。

年 月 日

医療機関

医師名

印